

貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付要綱 新旧対象表

令和 5 年度	令和 6 年度
(目的) 第 1 燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で、この要綱により交付金を交付する。 第 2 [略] (交付金の額) 第 3 交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた交付金の申請ごとに、申請日において対象事業者が保有する貸切バス車両の数（「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について（令和 2 年 3 月 31 日付け国自安第 215 号、国自旅第 333 号、国自整第 357 号）」による休車（以下「休車」という。）及び自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に 4 万円を乗じた金額とする。 (1) 令和 5 年度上半期交付申請 (2) 令和 5 年度下半期交付申請 2 ただし、前項の交付金の対象となる貸切バス車両の数は、次の各号に掲げる区分に定める時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス車両の数（休車を含む。）を上限とする。 (1) 令和 5 年度上半期交付申請 令和 5 年 4 月 1 日時点 (2) 令和 5 年度下半期交付申請 令和 5 年 10 月 1 日時点 第 4～第 8 [略] (準用) 第 9 この要綱に定めのない事項については、岩手県補助金交付規則(昭和 32 年岩手県規則第 71	(目的) 第 1 燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。以下同じ。）の事業継続を支援することにより、観光振興及び地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内で、<u>岩手県補助金交付規則(昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。)</u> 及びこの要綱により交付金を交付する。 第 2 [略] (交付金の額) 第 3 交付金の額は、申請日において対象事業者が保有する貸切バス車両の数（自動車検査証の有効期限が切れている車両を除く。）に <u>3 万 4 千</u> 円を乗じた金額とする。 ただし、交付金の対象となる貸切バス車両の数は、<u>令和 6 年 10 月 1 日</u>時点で岩手運輸支局に登録されている貸切バス車両の数を上限とする。 第 4～第 8 [略] (準用) 第 9 この要綱に定めのない事項については、規則第 15 条から第 17 条までの<u>規程規定</u>を交付金

令和 5 年度				令和 6 年度			
号) 第 15 条から第 17 条までの規程を交付金の交付について準用する。				の交付について準用する。			
第 10 [略]				第 10 [略]			
附 則 この要綱は、令和 5 年 5 月 26 日から施行し、令和 5 年度の交付金に限り適用する。 附 則 この要綱は、令和 5 年 12 月 12 日から施行し、令和 5 年度の交付金に限り適用する。				附 則 この要綱は、<u>令和 7 年 1 月 8 日</u>から施行し、令和 <u>6</u>年度の交付金に限り適用する。			
別表（第 4 関係）				別表（第 4 関係）			
提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出 期日	提出書類及び添付書類	様式	提出 部数	提出 期日
貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書	様式第 1 号	1 部	別に定める	貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金交付申請書	様式第 1 号	1 部	別に定める
1 申請車両数内訳書	様式第 2 号	1 部		1 申請車両数内訳書	様式第 2 号	1 部	
2 申請車両の自動車検査証の写し		1 部		2 申請車両の自動車検査証記録事項の写し		1 部	
3 その他知事が必要と認める書類		1 部		3 その他知事が必要と認める書類		1 部	